

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界2026年度案件別外部事後評価パッケージIV-3（モルドバ、トルコ、チュニジア、イラク）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界2026年度案件別外部事後評価パッケージIV-3
（モルドバ、トルコ、チュニジア、イラク）（一般競争入
札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号： 26a00192

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 16 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称: 全世界2026年度案件別外部事後評価パッケージIV-3(モルドバ、トルコ、チュニジア、イラク)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4) 契約履行期間(予定): 2026年11月下旬～2028年2月中旬

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後): 契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13か月以降): 契約金額の10%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 18 日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は 9 月 18 日 (金) としておりますので、ご注意ください。
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 30 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 5 日 まで
4	入札書 (電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出	2026 年 10 月 9 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時 (入札会)	2026 年 10 月 30 日 14 時 00 分
7	技術評価説明の申込 (落札者を除く)	入札会の日から翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能の回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2.(3)4の期日までに、技術提案書に添付して提出ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「26a00192 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。^３

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙１「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

^３ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

なお、本件は要員の評価を行うため、別紙「技術提案書評価配点表」の配点を例外的に設定しています。具体的な配点は別紙よりご確認ください。

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」において明示する基準点を下回らないこと

2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません⁴。

1. 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
2. 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
3. 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
4. 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧

⁴ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」(第2版)、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」(2014年12月)を参照ください。

OECE、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、10 月 2 日（金）12 時までに、評価部事業評価第一課宛（evte1@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前に JICA への連絡を行っていない場合でも、JICA からプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

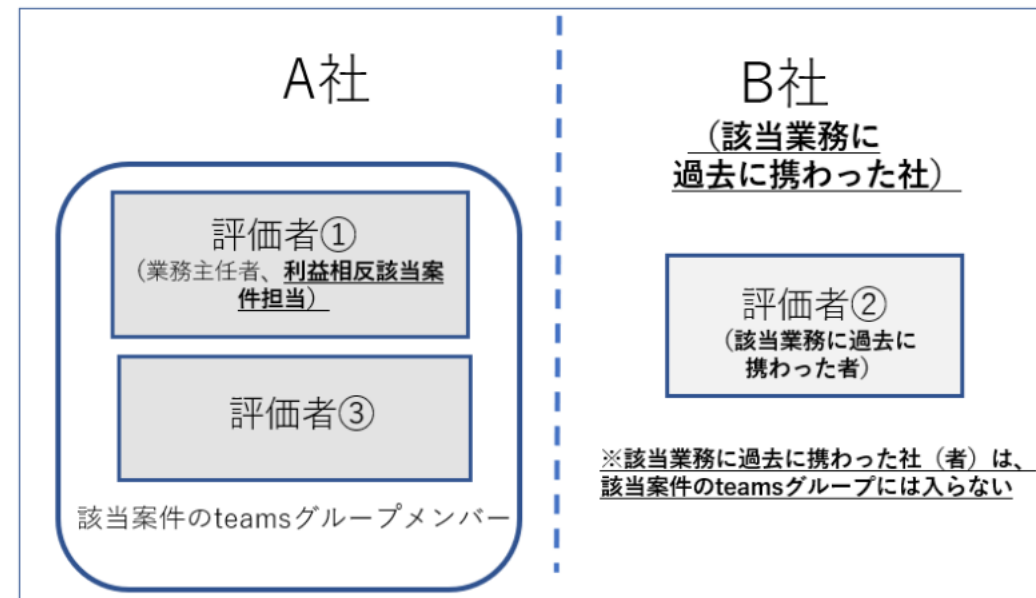
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (※1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(※2)	利益相反の防止策 (※3)
①	(例)準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、評価の判断とは直接の関係が無い。	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例)案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。	者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
①	(例)J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者とともにJVを構成するB社が担う。その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。

(※1) 前頁記載1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する



排除者条項にかかる申告書

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2026 年度版）】について、 構成員が1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意
します。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」に記載されている「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- 企画競争の場合、本特記仕様書の記載内容と異なる内容の提案も認めます。技術提案書において代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 技術提案書作成要領」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「業務量の目途」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

なお、技術提案書においては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。技術提案書において代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準

2	政策アクション9及び10の実施状況・効果確認を確認するための踏査地域、訪問対象及び調査方法について	第3条（9）①モルドバ・経済復興開発政策借款
---	---	------------------------

【2】特記仕様書

（契約交渉相手方の技術提案書内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を実施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2026年度外部事後評価として、DAC 評価6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語 (※1)	定性/定量 調査	IRR再計 算	その他 (※2～7)
1	モルドバ	円借款	経済復興開発政策借款	－	－	－	※7
2	トルコ	円借款	中小零細企業のための震災後支援事業	トルコ語	－	－	－
3	チュニジア	円借款	チュニス大都市圏洪水制御事業	仏語	－	EIRR	－
4	イラク	円借款	ハルサ発電所改修事業、 ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）（一体評価）	アラビア語 （質問票のみ）	－	EIRR/ FIRR	－

（注）該当がない欄は、「－」としています。該当のある場合のみ記載しています。

※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語

※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件

※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件

※4 衛星データ利用の案件

※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件

※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件

※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。
- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱いに留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

⁵ 提案を求める事項1:評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、(4) 参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)

ア) 外部事後評価レファレンス (2026年度版)

イ) JICA 事業評価ガイドライン 第2版

ウ) JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 3.1)

(イ) その他

☒ 環境社会配慮ガイドライン

(<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>)

☒ 事業事前評価表⁶ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2026

☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018 年度改訂版)

☒ 【ひな型】評価方針_事前事後比較表 円借款 2026

☒ 【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表 資金協力 2026

☒ 【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力 2026

☒ 【ひな型】評価報告書 資金協力 (英) 2026

☒ 【ひな型】評価報告書 資金協力 (和) 2026

☒ 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力 (英) 2026

☒ 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力 (和) 2026

☒ 簡易型外部事後評価について

⁶ 事業評価案件検索サイト(<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)にて、案件名で検索して参照ください。

- (イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料
以下の資料については、JICA評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

☒有償資金協力事業にかかる資料

- モルドバ「経済復興開発政策借款」PCR、審査調書
- トルコ「中小零細企業のための震災後支援事業」PCR、審査調書
- チュニジア「チュニス大都市圏洪水制御事業」PCR、審査調書
- イラク「ハルサ発電所改修事業」「ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）」PCR、審査調書

- (ウ) 契約締結後に配付する資料

☒報告書等のひな型

☒IRR再計算シート及び計算確認シート

(5) ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

(6) 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文）の確定 (25～40 営業日)
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定 (25～35 営業日)
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定 (30～50 営業日)
 - ④ 評価報告書（英文）の確定 (25～45 営業日)

（７）発注者及び関係者との連絡・調整

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

（８）現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。なお、全事業サイトにおける業務従事者及び現地調査補助員の踏査サイトについては、（９）の個別案件の「（ア）ウ）現地渡航及び安全配慮」を参照すること。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

①モルドバ 「経済復興開発政策借款」

（ア）調査対象範囲・実施機関⁷

ア）調査対象範囲：モルドバ全土

イ）実施機関：モルドバ財務省

ウ）現地渡航及び安全配慮⁸

業務従事者は現地調査補助員とともに、政策アクション 9 に関連する保健施設、政策アクション 10 に関連する地方部のインキュベーター・スペースをそれぞれ最低 1 カ所訪問し、JICA 独自の政策アクションの取組状況及びその効果を確認する。

- ・本事後評価は、簡易型にて実施する。
- ・本事業は、ロシアによるウクライナ侵略による影響を受け経済危機に直面しているモルドバにおいて、①ウクライナ侵略によるモルドバ国民及び避難民への影響の緩和、及び②経済危機に対する脆弱性を減らすためのレジリエンスの構築及び競争力の強化に関する制度改革を図り、もって当国の社会経済の安定及び開発努力の促

⁷ 提案を求める事項 2：踏査地域や対象、および調査方法について、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること

⁸ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

進に寄与することを目的としたモルドバ財務省に対する一般財政支援型（開発政策借款）である。

- ・本事業は、世界銀行（The World Bank。以下、「世銀」という。）の開発政策オペレーション2（Development Policy Operation 2。以下、「DP02」という。）と協調融資を行うものであり、モルドバの緊急対応及び政策改革の実施を支援するものである。JICA 及び世銀がモルドバ国政府と合意する以下の政策アクションの達成を確認の上、借款契約調印後一括で貸付実行を行うとされていた⁹。
- ・本事業は上述の目的を達成するために以下を柱とする政策マトリクスの達成状況を確認し、当該政府による主体的な取り組みの促進を図る。

政策の柱1：ウクライナ侵略によるモルドバ国民及びウクライナ避難民への影響の緩和

政策の柱2：将来起こりうるショックに対する脆弱性を減らすためのレジリエンスの構築及び競争力の強化

- ・質問票の回収及びメール・電話・オンライン等での補足は、主に現地調査補助員が実施。業務従事者の現地調査は1回とする。
- ・協調融資先の世銀は、事業完了報告書（Implementation Completion and Results Report。以下、「ICR」という。）¹⁰及び同報告書に対する独立評価局によるレビュー¹¹を作成済みである。本事後評価は、世銀の同報告書及びレビュー結果を踏まえて実施すること。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに、借入人窓口であり、全体の事業管理を行うモルドバ財務省のほか、JICA 独自の政策アクション9「医療体制強化」の実施主体である保健省、政策アクション10「中小企業振興」の実施主体である起業家育成機構（Organization for Entrepreneurship Development。以下、「ODA」という。）、また世銀のモルドバ事務所を訪問し、担当者にヒアリングを行い情報収集する¹²。世銀により達成状況が確認済の政策アクションについては世銀の ICR 及び ICR レビューを参照して評価を行うことを基本とすることから、関係省庁への訪問は原則として想定しない。ただし、評価に必要な追加情報の収集のため、評価者が必要と判断する場合は、この限りではない。

⁹ 世銀の政策アクションは10分野のうち1～8分野のみ対象。

¹⁰ 事業完了報告書(ICR)：

<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099052925043019366/pdf/BOSIB-c9e09288-67fb-42cb-82d1-2af4141e0ea4.pdf>

¹¹ ICRレビュー(Independent Evaluation Group(IEG)によるレビュー)：

<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099101025113014967/pdf/P175640-1259df1d-cf3f-4d37-a929-06fb5222ed66.pdf>

¹² 現地渡航は年末年始と、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本事後評価はプログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。また、本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に以下の２）ア）～ク）に留意する。

【基本方針】

１）評価項目

・プロジェクト型借款と同様、評価 6 項目の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能であれば「持続性」「JICA の付加価値」も分析対象とする。「効率性」は分析・評価しない。

２）レーティング

・サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

ア)「妥当性」では、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性（資金ニーズと開発ニーズ）、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。c) 事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路（causal chain）の整理とその適切性の分析を行う。また、事業計画時点の妥当性のみならず、事後評価時点における状況の変化も踏まえ、その妥当性を検証する。

イ)「整合性」では、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹³

ウ)「有効性・インパクト」では、事前評価表に記載のある定量的効果、定性的効果について確認する。政策アクション 1～8 に対応して設定された運用・効果指標については、協調融資先である世界銀行と共通していることから、世界銀行の ICR 及び ICR レビューを参照して達成状況を確認すること。本事後評価では、政策アクション 9 及び 10 に対応する JICA 独自の指標 5 項目¹⁴の達成状況を確認する¹⁵。これらの指標について事業開始前及び

¹³ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

¹⁴ 緊急医療体制の強化に向けた政府の計画の策定、緊急医療体制構築のための計画の実施に必要な関係者の能力強化の実施、医療機材管理に関するガイドラインの最終化、研修を受けた医療技術者の数、インキュベーター内企業における雇用数(新規雇用者含む)

¹⁵ 世銀のICR及びICRレビューで確認できない指標については、本事後評価にて達成状況を確認する。

事業完了後の実績値を調査し、本事業がモルドバの緊急対応及び政策改革実施の資金需要にどの程度対応し、中長期的なインパクトをもたらしたかを確認する。

エ)「有効性」では、政策アクション(Prior Actions:L/A締結前に満たすべきアクション)の達成と資金供与の記録を整理する。アクションの達成が貸付実行の前提であることから、事後評価では政策アクションの継続状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の3点も加味する。

- ① 事前に構築されている政策マトリクスのアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年を再設定する。
- ② 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。
- ③ 資金供与がもたらす当該国の財政への影響として、資金効果(flow of funds effects)を分析の視点に含める。

オ)定性的効果として記載されている「財政状況の改善、鉄道部門のサービスの改善、金融アクセスの改善、女性家長世帯等の脆弱層に対する社会保障サービスの改善、行政サービスのデジタル化促進」について、事業開始前と事業完了以降の変化を確認し、「有効性」または「インパクト」にて評価する。

カ)「インパクト」は、インプット(政策アクション)から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。

キ)可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み(維持されないリスク)について把握・分析を実施する。

ク)その他、「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じたJICAの付加価値/役割・貢献(JICA専門家等のインプットなど、JICAの独自の強みを活かしたアクションの形成、投入タイミングの妥当性(改革を後押しする観点から、本事業がJICAの他スキームとの連携計画に基づく投入であったか))について分析する。

(ウ)環境社会配慮

☒本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)」適用

上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去のインドネシア共和国向け「開発政策借款（I～IV）」の事後評価結果等では開発政策借款で提示された政策アクションを具体的に支援するために、開発政策借款の供与と並行して特定の分野について技術協力を組み合わせて実施することによって、より実効的な政策改善・改革につなげることができると指摘している。これを踏まえて、本事業においても、政策レベルの改革項目を現場レベルでの変革と結びつけるため、JICAが設定した政策アクションの各種改革項目の達成及びインパクト拡大に資する活動を技術協力等で支援中、または支援予定であるとされていた。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

☒ 本事業の最終受益者として、広くモルドバ国民及びウクライナ避難民が想定され、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

②トルコ 「中小零細企業のための震災後支援事業」

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：トルコ南東部11県（アダナ県、ハタイ県、カフラマンマラシュ県、ガジアンテップ県、アドゥヤマン県、シャンルウルファ県、ディヤルバクル県、エラズー県、マラティヤ県、キリス県及びオスマニエ県）

イ) 実施機関：中小企業開発機構（(Küçük ve Orta Ölçekli işletmeleri Geliştirme ve Destekleme idaresi Başkanlığı。以下、「KOSGEB」とする。）

ウ) 現地渡航¹⁶及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに、アンカラに所在する実施機関

¹⁶ 現地渡航は2027年2月上旬から下旬までのラマダンを避けて計画すること。

(KOSGEB)の本部及びその地方事務所を踏査して情報収集をする。また、原則全サイトの現状把握を行うことを想定するが、すべてのサイトを踏査することは困難なため、業務従事者は現地調査補助員とともに、対象 11 県の中から、カフラマンマラシュ県及びアドウヤマン県の KOSGEB 地方事務所及び KOSGEB から資金受領した企業を踏査して情報収集する¹⁷。残りの事業対象地域へは、現地調査補助員が必要に応じて踏査して情報収集する。

(イ)評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。¹⁸

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①資金を受領した企業のうち、資金受領後 24 か月以内に、震災発生前 1 年間の平均値と比較して雇用を維持もしくは増加した中小零細企業の割合、②上記中小零細企業の中で女性が代表を務める企業の割合、③資金を受領した企業のうち、資金受領後 24 か月以内に、震災発生前 1 年間の平均値と比較して同額もしくは増額の収入を生み出した中小零細企業の割合、④上記中小零細企業の中で女性が代表を務める企業の割合
- 事前評価表に記載された定性的効果：被災地での中小零細企業の金融アクセス改善、及び民間セクターの振興

ウ) 持続性

- 持続性については、実施機関である KOSGEB の組織・体制面、技術面、

¹⁷ KOSGEBから資金受領した企業は、同社からリストを入手し、許可を得て20件程度踏査することを想定している。

¹⁸ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

財政面及び運営・維持管理状況等の既定の確認事項を調査し、本事業による支援効果の持続状況も踏まえ、震災後の中小零細企業支援事業の継続可能性を確認する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- フィリピン共和国・インドネシア共和国・ベトナム社会主義共和国向け緊急財政支援円借款の事後評価結果（評価年度：2011年度）では、経済危機対応としての資金供与の効果を高めるためには、資金供与のタイミングの重要性と、速やかな資金供与を行うために手続きの簡素化を図ることが望ましいと指摘されている。これを踏まえ、本事業では企業による申請手続き及び実施機関による資格要件確認・貸付手続きはデータベース等を活用し迅速に行うことにより、事務コストを軽減した迅速な貸付金の貸付に繋げることとされていた。調査では、実際の対応とその結果を確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点

- ☒ 本事業の最終受益者として広くトルコ南東部11県の住民が想定されるが、その中でも特に女性については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および評価6基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③チュニジア 「チュニス大都市圏洪水制御事業」

（ア）調査対象範囲・実施機関

ア）調査対象範囲：チュニス大都市圏

イ）実施機関：設備・住宅・国土整備省（Ministère de l' Equipement de l' Habitat et de l' Aménagement du Territoire）¹⁹（チュニス市）

ウ） 現地渡航²⁰及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員とともに事業サイトであるチュニス市、バルドー、セジューミ及びザフルーニ地区（いずれもチュニス県）、エル・ムルージュ（ベン・アールス県）、マヌーバ（マヌーバ県）で新設または拡幅された排水路の現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

（イ）評価6基準の評価に関する留意点

☒ 本条（2）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア）整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²¹

イ）有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標²²について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

➤ 事前評価表に記載された運用効果指標：①セジューミ湖における年最高水位（m）、②洪水氾濫面積（ha）、③最大浸水戸数（戸）、④被害総額（百万 TD）の変化

¹⁹ 現：設備・住宅省（Ministère de l'Équipement et de l'Habitat）

²⁰ 現地渡航は現地の冬季また雨期である12月～2月、ラマダン（2月）とその前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。

²¹ 詳細は外部事後評価レファレンス（2026年度）別添2を参照。

²² 定性的効果は事前評価表には記載がないが、審査調書の記載を踏まえて確認することを想定している。

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。対象施設は、本事業で新設及び拡張した排水路。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないとされるが、2世帯の住民移転、5haの用地取得が発生する見込みとされていた。その他、工事中は適切な汚染対策を取ることが義務付けられるとともに、大気質や騒音についてはモニタリングを行い、問題が発生した場合には緩和策をとることが予定されていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

本事業は、事前評価表に当該項目の特段の記載はなかったが、本業務で調査を進めて明らかになった、記載可能な内容があれば、記載も検討する。

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の他国類似事業の事後評価では、用地取得が伴う事業は、審査時だけでなく事業実施段階においても用地計画・住民移転計画の進捗を確認し、実施機関の対応を促す必要があるとされた。そのため、本事業では用地取得の十分な準備期間を確保するとともに、住民移転の計画を早期に確認、また事業実施段階では進捗の確認を継続するとされた。調査では、実際の対応とその結果を確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、チュニス大都市圏地域の住民が想定されるが、広

範囲にわたるインフラ事業という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条(5)に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条(6)に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④イラク 「ハルサ発電所改修事業」「ハルサ発電所改修事業(フェーズ2)」(一体評価)

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：バスラ県ハルサ

イ) 実施機関：イラク電力省(Ministry of Electricity。以下、「MOE」という。))

ウ) 現地渡航²³及び安全配慮

☒ 業務従事者は現地調査補助員²⁴とともに事業サイトの現状を踏査して情報収集をする。実施機関については、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

業務従事者による現地渡航は1回とする²⁵。

☒ 業務従事者及び現地調査補助員の現地調査に際しては、武装警備員の備上や警護車両借り上げ等の安全配慮を行うこと。

☒ 調査開始後、現地調査対象地における治安が悪化した場合は、受注者の承認を得て、現地調査補助員のみによる踏査や遠隔調査にすることも可能である²⁶

(イ) 評価6基準の評価に関する留意点

☒ 本案件では複数案件を一体的に評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムの関係を図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。

本条(2) 調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

²³ 現地渡航は宗教行事(ラマダン、イード、アルバイーン等)と、その前後のカウンターパートの休暇取得等を考慮して計画すること。(ラマダンは2027年2月8日から3月8日、アルバイーンは2027年7月25日の予定)

²⁴ 現行の渡航制限ならびにオンライン協議の制約に鑑み、バスラ地域に在住の現地調査補助員を雇用すること。

²⁵ 実施機関へのフィードバック等、通常第二次現地調査で行う業務はオンラインでの実施とする。

²⁶ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法(踏査先を含む)については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

ア) 整合性

☒ 本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。なお、連携/調整については事後評価時点までに（過去の JICA 支援、事業実施中、事業完了後に）、実施機関や JICA が連携/調整を行い、成果を出した関連事業を「連携事業」と捉える。²⁷

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標及び定性的効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績を調査し、事業目的のアウトカム、インパクトの効果発現にどのように貢献しているか確認する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①最大出力（MW）、②設備利用率（%）、③発電端熱効率（%）、④原因別の停止時間 機械故障・人的ミス・計画停電²⁸（時間／年）、⑤送電端電力量（MWh／年）、の変化
- 事前評価表に記載された定性的指標：「ハルサ発電所改修事業」は経済・社会開発の促進および大気汚染の緩和、「ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）」は経済基礎インフラの強化

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

➤ 対象施設：

「ハルサ発電所改修事業」 ハルサ発電所 4 号機（定格容量 200MW）の改修（ボイラー、タービン、計装制御、発電機、絶縁体の改修、技術移転トレーニング等）

「ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）」 ハルサ発電所 1 号機（定格出力 200MW）及び関連機器の改修（ボイラー、タービン、発電機、電気設備、ドレン弁／安全弁他弁類・計装品、ガスヒーター補修等）。

（ウ）環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月版）」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、左記に掲げる火力発電セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない

²⁷ 詳細は外部事後評価レファレンス(2026年度)別添2を参照。

²⁸ ハルサ発電所改修事業(フェーズ2)には計画停電の指標は事業事前評価表には記載はない。

影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- ケニア共和国向け「モンバサディーゼル発電プラント建設事業」の事後評価等からは、実施機関の自助努力とメーカー側からの適切なサポートが事業の自立発展性を高めること、またチュニジア「ラデス火力発電所建設事業」の事後評価等からは、事業実施機関の維持管理要員の確保及びトレーニングのあり方に十分配慮すべきとの教訓が得られた。さらにモンゴル国向け「ウランバートル第4火力発電所改修事業」の事後評価等からは、ハードの支援を補完する技術支援を行い、ハードとソフトの支援を組み合わせることで事業効果を高めるとの教訓が得られた。世銀の支援により実施されているハルサ発電所2号機、3号機の改修では、コントラクター（露企業）が用意したボイラーが本体に適合しない、現場の指導者が不在などの事情により事業の進捗が遅延していることも、教訓として捉えられた。
- 本事業の運営・維持管理機関である MOE は、経済制裁期間・紛争前後を通じて本発電施設を運営・維持管理してきているが、本改修事業では技術者の知識・技術を更新するため、メーカーによるトレーニングが事業内容に含まれており、運営・維持管理体制の一層の強化を図ることとしていた。また、コントラクター選定時には、提示された資機材の適合性のみならず、コントラクターの実施体制についても十分確認するとしていたため、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

☒ 本事業の最終受益者として、広くバスラ県ハルサ地域の住民が想定されるが、発電所及び関連機器の改修による電力供給能力の回復という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第4条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第4条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第4条 業務の内容

（１） 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語、トルコ語²⁹、仏語³⁰）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（２） 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る³¹。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、トルコ語、仏語、アラビア語）を作成する。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

²⁹トルコ「中小零細企業のための震災後支援事業」案件のみ。

³⁰チュニジア「チュニス大都市圏洪水制御事業」案件のみ。

³¹評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第1次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

(5) 定性調査／定量調査

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算³²

☒ 対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算（FIRR/EIRR）を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	チュニジア	チュニス大都市圏洪水制御事業	EIRR
2	イラク	ハルサ発電所改修事業、ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）	FIRR/EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原

³² 外部事後評価レファレンス(2026年度)別添5を参照。

則 15 ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。

- ② 事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。
- ③ 上記②について、評価判断に関わる事項に関し、検討会後に確定した場合には、事前事後比較表(最終版)を、確定した時点で提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明(第2次現地調査)³³

- ① (8)の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。
- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る³⁴。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、トルコ語、仏語)を作成し、発注者の

³³ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

³⁴ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

承諾を得る。

- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書（案）（日本語・英語）を最終化し³⁵、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（日本語・英語）を作成する。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（1）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

(1) 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 3部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R 3部	・ 発注者指定の指定様式に従った内容 ・ 原則として、各案件 20 頁以内 ・ 要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

³⁵ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

- 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ トルコ語 ／仏語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式 に従った内容 ・最終化までに、複 数回の評価部とのや り取りと、発注者の 関係部のコメントへ の対応あり
質問票	現地調査 15 営業日前	英語／ トルコ語 ／仏語／ アラビア 語	電子データ	
事前事後比較表 （案）	第一次現地調査後	日本語	電子データ	・（案）の提出後、最 終化までに、複数回 の評価部とのやり取 りあり
IRR 再計算シート 及び計算確認シー ト	第一次現地調査後	日本語	電子データ	
評価報告書（案） ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 （成果品提出の 2.5～ 3 か月前） ※簡易型は検討会后	日本語／ 英語／トル コ語／ 仏語	電子データ	要旨（要約版を作成 する場合は当該資 料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の 1 カ月前	日本語	電子データ	

- 提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	IRR 再計算の根拠資料	（該当案件のみ） 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
教訓シート		第 5 条（14）参照
特殊言語版の報告書（案）		トルコ国「中小零細企業のための震災後支援事業」（トルコ語） チュニジア国「チュニス大都市圏洪水制御事業」（仏語）
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第 6 条 現地再委託

本業務では、現地再委託を想定していない³⁶。

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

³⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要理由を詳述し、協議する。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 8.42 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙1 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：モルドバ、トルコ、チュニジア、イラク及びその他途上国地域

2) 語学能力：英語

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 現地作業期間前には、業務従事者全員について、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省たびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制をとること。

3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA イラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地調査中における安全管理体制については、技術提案書に記載すること。また、かかる安全対策経費に関しては、3. (2) に記載のとおり、別見積とする。

4) 本業務におけるローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」(以下、「危険地域」という。)において業務を実施することが想定される場合は、契約書において①ローカルコンサルタントが、自身の安全対策も含め、自身の責任で業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、ローカルコンサルタントは安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事をローカルコンサルタントに明示し、⑤ローカルコンサルタントは受託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者(発注者)の免責について、付記することを検討すること。

5) イラク渡航前に、JICA 安全管理部、JICA イラク事務所からの渡航前ブリーフィングを受けること。各ブリーフィング 30 分程度を想定しており、オンラインで実施する想定。日本発着時の連絡方法や、現地の最新の治安状況について JICA より説明を行う予定。

(6) 各国における安全管理情報

【イラク】

- ・ 連絡手段の確保(携帯電話・衛星携帯電話の常時携行)を行う。
- ・ 民間警備会社により、渡航先・移動経路の安全確認および安全対策措置の実施を受け、身辺警護を受ける。
- ・ 防弾車両で移動を行う
- ・ 宿泊先は、インターナショナルゾーン(IZ)およびバグダッド国際空港(BIAP)の敷地内で、安全対策マニュアルに指定された施設を利用する。
- ・ IZ 内の米国大使館至近エリアには原則近づかない。
- ・ IZ 外での日没後の夜間移動・外出は原則禁止とする。
- ・ BIAP 周辺、IZ 内およびその至近でロケット弾着弾事案が発生した場合は、安全確認が取れるまで頑強な建物内で待機する。
- ・ 民間警備会社により、渡航先・移動経路の安全確認および安全対策措置の実施を受け、身辺警護を受ける。
- ・ 防弾車両で移動を行う。
- ・ 日没後の夜間移動・外出は原則禁止とする。

バスラ県：

- ・ ディカール県およびムサンナ県への渡航は、原則としてバスラ県からの日帰りとする。

る。

・宿泊先は原則としてバスラ市内とし、イラク事務所が指定する宿泊施設を利用する。

【トルコ】

- 「安全対策マニュアル」及び「留意すべき安全管理事項」等の安全管理情報の内容を順守すること。特に以下に留意する。
- 近隣地域の情勢不安に伴い、予測困難な安全リスクが生じる可能性があるため、渡航の際には最新の安全情報を随時確認し、以下の施設には不要に近づかない。
 - ・ 軍・警察関連施設
 - ・ 港湾施設
 - ・ 石油・ガス関連インフラ等の重要施設
 - ・ アメリカ及びイスラエル、その他の大使館・総領事館
 - ・ 与党・公正発展党（AKP）を始めとする各政党本部及び地方支部（与野党を問わない）
- 外出の際には、特に以下の場所に注意する。
 - ・ 一般市民が大勢集まる場所・施設等
 - － イスタンブール：タクシム広場（デモ）、イスティクルール通り（テロ）、スルタンアフメット地区（軽犯罪）等
 - － イズミール：コナック広場（デモ）等
 - － バスターミナル等
- 極力日没前に目的地に到着する。

<ハタイ県、キリス県、シャンルウルファ県>

※ローカル人材の行動規範

- 必要に応じて事務所からの連絡を受け取れるよう、渡航先で利用可能な携帯電話を必ず持参する（WhatsApp 利用可）。
- 基本的な安全対策が講じられている宿泊先を手配する。
- 渡航者が渡航先を熟知していない場合は、カウンターパート機関の関係者など、渡航先を熟知している者の同行を依頼する
- 必要に応じて、事務所からのブリーフィングを受ける。

【チュニジア】

（１）夜間の行動

・（首都・地方を問わず）夜間の外出はリスクが高いことを常に念頭に置く。夜間は、照明のある場所をごく短距離移動する場合を除き、必ず車両（自家用車、レンタカー、

タクシー)で移動すること。

(2) 立入り・滞在に関する注意

・政府関係施設や外国人が多く集まる場所、及び以下の犯罪多発エリアや過去にテロが発生した場所等への立入りには十分注意する。

- チュニス及びその近郊：バルドー博物館、メディナ及びブルギバ通り
- ビーチ・リゾート

・また、次のような一般的にテロのリスクが高い場所への出入りは控え、やむなく立ち入る場合は滞在時間を最小限にすること。

- ① 軍・治安関連施設、現地政府機関（警察、軍、駐留軍等）
- ② 欧米権益・国際機関施設（大使館・領事館、国連、外資系ホテル・銀行・商業施設・レストラン、ミッションスクール、カルチャーセンター、国際 NGO 等）
- ③ 外国人が多数利用する場所（ホテルロビー、観光スポット、繁華街、空港、高級レストラン、カジノ、ナイトバー、港湾等）
- ④ 不特定多数の人が集まる場所（ショッピングセンター、市場・マーケット、ホテルロビー・駐車場、バス・鉄道ターミナル、映画館、繁華街、大規模イベント等）
- ⑤ 宗教関連施設・行事（シナゴグ、モスク、教会、宗教行事等）
- ⑥ デモ・集会、群衆、パレード
- ⑦ ガラスを多用した施設（ショッピングモール、ブティック街、雑居ビル等）

・極力日没前に目的地に到着する。

(3) 安全な宿舎の手配

・宿舎については、事務所による安全状況の確認が済んでいるホテル（渡航者向けホテルリスト掲載先。機構外関係者は事務所より入手）から選択し滞在すること。

・それ以外の宿舎への宿泊は、業務上の必要性及び安全性等について事務所が承認した場合のみ許可される。

(4) 通信手段

・不測の事態に備え、チュニジア国内で利用可能な携帯電話をチュニジア事務所または渡航者自身で確保すること。有事の際は、チュニジア事務所に速やかに連絡する。

・原則として、直営の調査団・出張者については事務所が、業務実施コンサルタントについてはコンサルタント側が確保する。

・可能な限り SIM カードは複数の携帯電話会社のものを用意すること。

(5) 移動手段

・夜間は必ず車両（自家用車、レンタカー、タクシー）で移動すること。

・首都チュニスでのルアーージュ（乗合バス）を含む公共交通機関の利用は原則禁止とし、その他地域で利用する場合は必ず事務所の事前承認を得ること。

（６）空港利用

- ・原則として、22 時から翌 7 時までの出発便、及び 21 時から翌 5 時までの到着便は利用しないこと。
- ・上記時間帯の便を利用せざるを得ない場合は、空港送迎に運転手付きレンタカーを手配すること。

（７）その他

- ・安全対策ブリーフィングの受講：事務所から指示を受けた場合は、安全対策ブリーフィングを受講すること。
- ・南部観光都市の郊外では、一部インフラが脆弱な地域もあるため、単独行動は避け、経験のある観光ガイドと行動することを強く推奨する。

【モルドバ】

1) 行動

- ・ウクライナ・ロシア戦況を常時モニタリングしながら、情勢の推移に十分注意すること。滞在先の安全に影響が生じる可能性がある場合は、回避行動を取る、あるいは渡航を切り上げて出国を検討すること。

2) 通信手段

- ・現地では、携帯電話を常に通話可能な状態とする。
- ・事案発生時には安全確認のため、事案発生を認識した渡航者は、所属部もしくは所属事務所、中東・欧州部ウクライナ支援室、あるいは安全管理部（平日の業務時間中）、もしくは 24 時間待機室（休日及び業務時間外）に一報すること。
- ・安全確認に備え、上記の連絡先を渡航前に確認しておくこと。

3) 移動手段

- ・車両（公共交通機関ではなく、できる限りタクシー等）による移動を基本とする。

4) 空港利用

- ・出発ロビー及び到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：事業評価にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、12 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) 要員の評価

本公示では要員計画の評価を行います。様式 4－3 の「要員計画」は不要ですが、様式 4－4 の「業務内容」の欄を「業務内容／業務従事経験」として、従事予定者全員の①名前、②担当分野（従来と同様）、③評価業務経験を記載ください。

要員計画を評価するにあたり、様式 4－5（その 1～その 3）の提出は求めません。業務従事者が未定の場合には、想定する経験や能力要件などを記載してください。原則、履行期間中に要員を交代することは想定しておりません。

5) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件のイラク業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- ・トルコへの現地渡航

人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること（この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可）。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費（その他）」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額としてJICAから情報提供することは可能である。

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（7,471,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	第2章特記仕様書第3条実施方針及び留意事項 （9）各評価案件の評価実施方針・対象範囲④イラク「ハルサ発電所改修事業」「ハルサ発電所改修事業（フェーズ2）」（一体評価）	7,276,000 円	防弾車借上費一式（警護費用含む）	一般業務費（車両関連費）
2	戦争特約保険料	第3章 技術提案書作成要領2. 技術提案書作成上の留意点（5）安全管理	195,000 円	戦争特約保険料一式	旅費（その他）

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(7) その他の留意事項

- 1) イラクへの渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。
- 2) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。

CR (Control Risks)

GardsWorld (Aegis)

Constelis (Olive)

Harlow International (Al Murabit)

- 3) 邦人の現地調査時における宿泊先は、JICA イラク事務所が事前に承認した施設に限るものとし、現時点では以下の宿泊施設のみを認めます。

【バスラ】

Al Majal Business Park(AMBP)

【バグダッド】

Al-Burhan Group 運営の Al-Burhan Business Centre (ABG キャンプ)

以 上

別紙 1： 技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	45
(2) 作業計画等	(25)
ア) 要員計画	20
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2